



日野市告示第45号

指定公金事務取扱者の指定及び、
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る
証明書交付手数料の収入事務受託者の告示について

下記の者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の1及び、日野市会計事務規則第49条の3第1項に基づき、指定公金事務取扱者として指定し、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第243条の2の5及び、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2並びに、日野市会計事務規則(平成6年4月1日規則第14号)第51条の2の規定により収納事務を委託したものであることを、同規則第52条第1項に基づき告示する。

| | |
|-----------------------|---|
| 受託業務名 | コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の収納事務 |
| 指定公金事務取扱者及び、収入事務受託者名 | 地方公共団体情報システム機構 |
| 指定公金事務取扱者及び、収入事務受託者住所 | 東京都千代田区一番町25番地 |
| 受託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

令和 8年 4月 1日

日野市長 古賀 壮志

